

V-17
13

大學設置基準案 説明資料

この案は第一回大學設置基準設定連合協議會で一部を除いて承認された大學設立基準に關する要項、保留部分その他の修正案。四月二十二日共通委員會決定事項、共通協議會決定事項等を基準の形式に調整編成したものである。

なほ大學設立基準は學校教育法施行規則に従い大學設置基準と稱することに改めた。

第一の一は要項第一の一に第二項を新たに加えた。

第一の二是要項第一の二に同じ。

第一の三是要項第一の三を削除し新たに追加した。

第一の四是追加

第二の一は要項第二の第一項

第二の二及び三は追加

第二の三第一項は要項第二の四第一項と同じ

第二の三の二是要項第二の四の二に「兼任の教授、助教授、講師がそれを擔任或は分擔することを認めるがその期間は一學年間とする」とあつたのを「一時兼任の教授には助教授講師がそれを擔任又は分擔することができる」と修正

第三の四是要項第二の四の四及び五に同じ

第三の五は要項第二の三に同じ

第三の六は次の削除を行つた以外は要項第二の五に同じ

第三の七は共通協議會決定事項として新たに追加したものであるがこれは

四月二十二日、共通委員會決定事項として新たに追加したものであり、¹及び²中文科系の分は分科會決定事項として参考

の意味で前回提出済のものを組替えたもの

第三の八は共通協議會決定事項として新たに追加したものであるが文科系關係のものは分科會決定事項として参考の意味で提出済のものを組替えたもの

6-4
121

春山
26

第二の二〇は要項第二の第二項以下を多少組替えたもので内容的に變更はない。但し備考四に「大學の周囲を文教に相應しい環境とするために必要に應じて法規的措置を講ずる」を削除し、¹の「校地は」の後に「大學に相應しい環境を持ち」の字句を挿入した。

第二の二一は要項第二の六の字句を多少修正したものである。即ち各に「必要に應じ相當な收入を生むべき確實なる機關」とあつたのを「必要に應じ相當な收入を得べき適當な機關」と改めた。

備考一、二及び三は要項備考一及び二に同じ

備考四是共通協議會決定事項として新たに追加したものであつて要項

備考四及び五は削除した。